

畜産業に係る硝酸性窒素等の暫定排水基準が設定されました！

平成24年11月9日付け「家畜保健衛生所たより(平成24年度 第13号)」をもって“水質汚濁防止法改正”についてお知らせいたしましたが、このたび、**畜産業における硝酸性窒素等の暫定排水基準が『700mg/l』に設定**されました。裏面の表1の⑥です。

注1：硝酸性窒素等とは、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」です。

注2：暫定排水基準は、**「従来（～平成25年6月30日）の900mg/l」よりも厳しく「700mg/l」と設定（変更）**されました。

注3：暫定排水基準の**適用期間は「平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3年間」**です。

なお、引き続き、次の点に十分注意してください。

1 水質汚濁防止法により次の規模の畜舎を建設する場合は、**工事着手の60日前までに**、所管の林務環境事務所へ「特定施設」としての届出が必要となります。なお、**届出した事項を変更する場合にも届出が必要**です。

豚房施設（豚房の総面積が50m²以上） 牛房施設（牛房の総面積が200m²以上） 馬房施設（馬房の総面積が500m²以上）

2 また、特定施設を設置する事業場からの公共用水域への排水水について、表1のとおり「排水基準」が定められています。

3 平成23年4月1日の改正により、特定事業場からの排水水について、**年1回以上、水質の最も悪いと想定される時期及び時刻に水の量に応じた水質検査を行い、その記録を保存（3年間）することが義務づけられました**。必要な検査項目は、表2のとおりです。山梨県内検査機関一覧は、家畜保健衛生所たより(平成24年度 第13号)に記載しておりますので参考にしてください。

◆検査の詳細についてご質問がある場合は、所管の林務環境事務所（中北林務環境事務所0551-23-3090・峡南林務環境事務所055-240-4141）、甲府市の方は、甲府市環境部環境総室環境保全課（055-241-4312）までご連絡ください。

【表 1】 畜産農業に係る排水基準

	適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	① pH	② 生物化学的 酸素要求量 (BOD) [mg/L]	③ 化学的 酸素要求量 (COD) [mg/L]	④ 浮遊 物質 (SS) [mg/L]	⑤ 大腸菌 群数 [個/cm ³]	⑥ アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物 [mg/L]
新設	富士五湖水域	7.5m ³ /日未満	5.8 ~ 8.6					700 ※
		7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満		30 (20)	30 (20)	50 (30)		
		50m ³ /日以上		30 (20)	30 (20)	50 (30)	3,000	
	市街化区域内の水域	7.5m ³ /日未満						
		7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満		80 (60)	80 (60)	150 (120)		
		50m ³ /日以上		80 (60)	80 (60)	150 (120)	3,000	
	上記以外の公共用水域	7.5m ³ /日未満						
		7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満		140 (110)	140 (110)	180 (140)		
		50m ³ /日以上		80 (60)	80 (60)	150 (120)	3,000	
既設	全公共用水域	7.5m ³ /日未満						
		7.5m ³ /日以上50m ³ /日未満	160 (120)	160 (120)	200 (150)			
		50m ³ /日以上	160 (120)	160 (120)	200 (150)	3,000		

備考：1. 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場をいいます。

2. ()内の数値は、日間平均を表します。

3. 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用します。

※平成25年7月1日～平成28年6月30日までの暫定排水基準

【表 2】 検査項目

1日当たりの平均的な排出水の量	検査項目（表 1 中の項目）
7.5m ³ 未満	①と⑥
7.5m ³ 以上50m ³ 未満	①と⑥と④, ②または③
50m ³ 以上	①と⑥と④と⑤, ②または③

注：①(pH)と⑥(硝酸性窒素等)は、日排水量に関わらず測定し、その結果を記録・保存することが必要です。

家畜の病気に関するお問い合わせは、山梨県西部家畜保健衛生所まで...TEL 0551-22-0771 (平日) FAX 0551-22-6728
夜間・休日の連絡は...090-5564-1018または090-5568-0817